

射水市庁舎跡地等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 射水市新庁舎整備基本構想等を踏まえて、庁舎又はその跡地(以下「庁舎跡地等」という。)の有効活用について検討するため、射水市庁舎跡地等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 小杉庁舎、新湊庁舎、大門庁舎及び下庁舎又はその跡地の活用に係る基本的な方向に関すること。
- (2) 小杉庁舎、新湊庁舎、大門庁舎及び下庁舎又はその跡地の具体的な活用方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 地域審議会 5人以内
- (3) 経済団体 2人以内
- (4) 市民団体等 6人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条の報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長政策室政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあつては、市長が委員会を招集する。